

公立図書館における電子書籍利活用ガイドライン(案)

平成 23 年 3 月 31 日
図書館におけるデジタルコンテンツ利活用検討委員会

目次

1. はじめに	1
1.1. 電子書籍のメリット	1
1.2. 背景	2
1.3. 課題と解決に向けて	2
1.4. 目的	3
1.5. 対象者	3
1.6. 対象範囲	3
1.7. 位置づけ	4
1.8. 見直し等	4
1.9. 本ガイドラインの構成	5
1.10. 用語の解説	5
2. 本ガイドラインの基本的な考え方	8
2.1. 電子書籍の収集	8
2.2. 電子書籍の運用	9
2.3. 電子書籍活用後の評価	9
2.4. 公立図書館の利用環境の整備	9
3. 電子書籍の収集	10
3.1. 収集方針と収集計画の立案	10
3.2. 利用契約あるいは利用許諾に基づいた電子書籍の収集	10
3.3. 権利保護の対象でないもの(パブリックドメイン)の収集	11
3.4. 権利保護の不明確なもの(孤児作品)の収集	11
3.5. 公立図書館における電子書籍の扱い	11
4. 電子書籍の運用	13
4.1. DRM(デジタル著作権管理)の方式	13
(1) 利用者管理	14
(2) ライセンス管理	14
(3) 貸出管理	14
(4) システム制御	15
4.2. ICT機器の利用形態	16
(1) 2つの利用形態の違い	16
(2) 管理責任の違い	17
4.3. 館内利用・館外利用	18
4.4. 相互貸借	18
4.5. 利用端末	18
4.6. バックアップと復旧	19
5. 電子書籍活用後の評価	20

5.1. 利用状況の評価	20
5.2. 費用対効果の評価	20
6. 公立図書館の利用環境の整備	21
6.1. デジタルアーカイブ化の背景	21
6.2. 公立図書館における背景	21
6.3. 電子書籍導入の必要性	21
6.4. 公立図書館と国立国会図書館等との連携の推進	22
6.5. 図書館員の役割	22
6.6. 継続と保存	23
7. 参考文献	24
8. 巻末資料	25
8.1. 図書館デジタルコンテンツ流通促進プロジェクトメンバー	25

1. はじめに

公立図書館¹は、書籍やその他の資料を収集、整理、保存し、その提供を通じて一般利用者の個人的な学習を支援するという役割に加え、地域の情報ハブとして地域が抱える課題の解決や医療・健康、福祉、法務、雇用等に関する情報や地域資料、行政資料等、地域の実情に応じた情報提供サービスを行うことが求められている(課題解決型の公立図書館²)。こうしたサービスを実現するため、環境整備の一環として、冊子媒体と電子媒体の組合せによるハイブリッド図書館の整備等、公立図書館が電子書籍³等を含むデジタルコンテンツの収集・活用を進めていくことが必要である。

公立図書館が扱う必要のあるデジタルコンテンツには電子書籍をはじめ、電子ジャーナル、書誌データベース等があり、その種類は様々である。媒体としても CD にパッケージ化されたものだけでなく、クラウドのようにインターネット等の公衆送信を利用する場合もある。また、電子書籍を提供する権利者⁴(著作者、著作権者や出版者等、以下「権利者」という)と利用契約や利用許諾を交わし、その内容に基づいた運用(同時閲覧及び同時貸出の冊数制限等)をデジタル著作権管理(Digital Rights Management、以下「DRM」という)によって管理するといった技術的なことも考慮する必要がある。

このように種々様々なデジタルコンテンツ、媒体、技術があるなかで、公立図書館が電子書籍等のデジタルコンテンツを扱う際には、その収集、運用及び評価において、従来の冊子媒体の資料の場合と比べ新たに様々な事項を考慮しなければならない。この新たな事項を明らかにし指針としてまとめるため、「図書館デジタルコンテンツ流通促進プロジェクト⁵」を発足し、本ガイドラインの検討を進めてきた。

公立図書館におけるデジタルコンテンツの利活用推進のため、業界内の合意形成を経た上で、市場創造の第一歩となることが本ガイドラインの目指すところである。

1.1. 電子書籍のメリット

一般利用者にとって電子書籍のメリットは、時間や場所に制約されずいつでも何処でも利用(閲覧、貸出、返却等)できることや、検索や障害者・高齢者のための音声出力や文字拡大等の読者支援機能を利用できるといった利便性にある。

また、公立図書館にとっては保管場所をとらない(省スペース)、地域資料や商

¹ 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)の規定に基づき設置した図書館をいう。

² 「地域の情報ハブとしての図書館 ―課題解決型の図書館を目指して―」(図書館をハブとしたネットワークの在り方に関する研究会、平成 17 年)

³ 本ガイドラインの扱う電子書籍の対象範囲は「1.6 対象範囲」を参照のこと。また電子書籍の定義は「1.10 用語の解説」を参照のこと。

⁴ 本ガイドラインにおける定義は「1.10 用語の解説」を参照のこと。

⁵ 「図書館デジタルコンテンツ流通促進プロジェクト」は、総務省「平成 22 年度 新 ICT 利活用サービス創出支援事業」の採択案件の一つ。実施時期は平成 22 年 11 月から平成 23 年 3 月。プロジェクトメンバーは巻末の資料の通り。

業ベースにのらない書籍を容易に電子化して保存し提供することができる、といったメリットがある。

1.2. 背景

現在、公立図書館で冊子媒体の資料においては、教育や国民の知への公平なアクセス確保を目的に貸与が行われている。改正図書館法では、収集対象として「電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)」(第三条第一項)について明記され、また、公立図書館が「家庭教育に資することとなるように留意」(第三条)することが加えられる等、地域教育における公立図書館の重要度が増しているところであり、電子書籍等のデジタルコンテンツが公立図書館を通じて国民がアクセス可能とする環境整備の必要性は明らかである。

一方で、日本の公立図書館で電子書籍を提供しているのは 2008 年末で 3,126 館中、千代田図書館等とわずかであり、わが国の公立図書館における電子書籍提供は普及の途に着いたばかりと言わざるを得ない。

1.3. 課題と解決に向けて

公立図書館における電子書籍の普及推進の課題は、「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会報告」(2010 年 6 月)でも述べられているように、電子書籍を公立図書館が配信することにおける様々な観点からの懸念等を払拭していくことにあると言える。

上記の懸念は主に公立図書館が無償、無制限等により電子書籍を配信するなどした場合に、出版界が大きな打撃を受けることを危惧したものであるが、アメリカや韓国の先進国では同時貸与できる冊数や貸出期間の限定等を実現する DRM 技術等により、公立図書館での電子書籍利用を普及させている。

本プロジェクトで行った鎌倉市中央図書館におけるクラウド型電子図書館実証実験⁶のモニター調査では、約 60%の人が今後電子図書館等で電子書籍を利用したいという結果が出ている。また、実証実験の実施を検討している公立図書館も増えつつあり、ガイドラインの策定が急務となっている。

これらのことから、わが国においては、公立図書館分野における電子書籍の取り扱いについて関心が高いにも関わらず、標準技術や運用ガイドライン策定等が実施されていないが故に当該サービスの創出が妨げられていると考えられる。

そこで、本プロジェクトでは公立図書館で電子書籍を提供する際の技術的な要件の整理や運用基準等を明らかにするため、電子書籍の先進国であるアメリカと韓国の実態調査や前述の鎌倉市中央図書館におけるクラウド型電子図書館実証実験を通して、必要な技術指針、運用指針の整備の検討を重ねてきた。

⁶ 鎌倉市中央図書館におけるクラウド型電子図書館実証実験では約 1,000 タイトルで実験を行った。

1.4. 目的

本ガイドラインは、公立図書館における電子書籍の利活用の推進のため、公立図書館が電子書籍を収集、運用(管理、提供等)及び評価する際に考慮すべき事項を整理し、指針として提供することを目的とする。なお、本ガイドラインに法的拘束力はない。

1.5. 対象者

本ガイドラインは、公立図書館において電子書籍を現在利活用している、または将来利活用を考えている地方自治体、教育委員会、公立図書館員を対象とするが、電子書籍を提供する権利者(著作者、著作権者や出版者等)にも参照していただきたい。

1.6. 対象範囲

昨今では、kindle や iPad 等のように電子書籍を読むことのできる様々な機器が登場し、電子書籍が身近な存在になってきている。こうした新しい動きから、日本の出版界においても電子書籍の概念や定義を厳密に規定する等、電子書籍を扱う際の条件整備が進みつつある。

また、日本の公立図書館においても電子書籍への関心が高まってきているが、公立図書館が扱う必要のあるデジタルコンテンツは電子書籍だけでなく、電子ジャーナルや書誌データベース等様々あり、今後もその種類、媒体、技術は変化していくことが予想される。したがって、公立図書館がデジタルコンテンツの利活用を進めていくにあたっては、すべてを一括りに扱うのではなく、それぞれの課題や利用条件を把握し、整理しながら順次検討していくことが望ましい。

公立図書館のデジタルコンテンツの充実のため、逐次実現に向けた取組みを行っていくことを前提とするが、本ガイドラインではガイドライン作成の検討材料とした鎌倉市中央図書館における実証実験で扱ったもので、従来から公立図書館が多く扱ってきた冊子媒体の資料と近似している次のものを対象とする(図 1)。

なお、対象範囲外であっても、公立図書館が扱う必要のあるデジタルコンテンツであることに変わりはない。前述の通り、今後の課題として検討していく必要がある。

● 対象範囲

- 電子書籍のうち、次のものを対象とする
 - ・ 公立図書館が利用するためには、権利者との利用契約や利用許諾により電子書籍の利用権⁷を確保する必要があるもの(主に商業出版物等、権利保護の対象のもの)
 - ・ 公立図書館が利用契約あるいは利用許諾によらずに利用できるもの(パブリックドメイン等、権利保護の対象でないもの)

⁷ 本ガイドラインにおける定義は「1.10 用語の解説」を参照のこと。

● 対象範囲外

- 電子書籍のうち、次のものは対象外とする
 - ・ 権利保護の不明確なもの(孤児作品)
- 電子書籍以外の電子ジャーナル(学術雑誌)、デジタル雑誌(電子ジャーナル以外の電子雑誌)、書誌データベース、商用データベース等は対象外とする

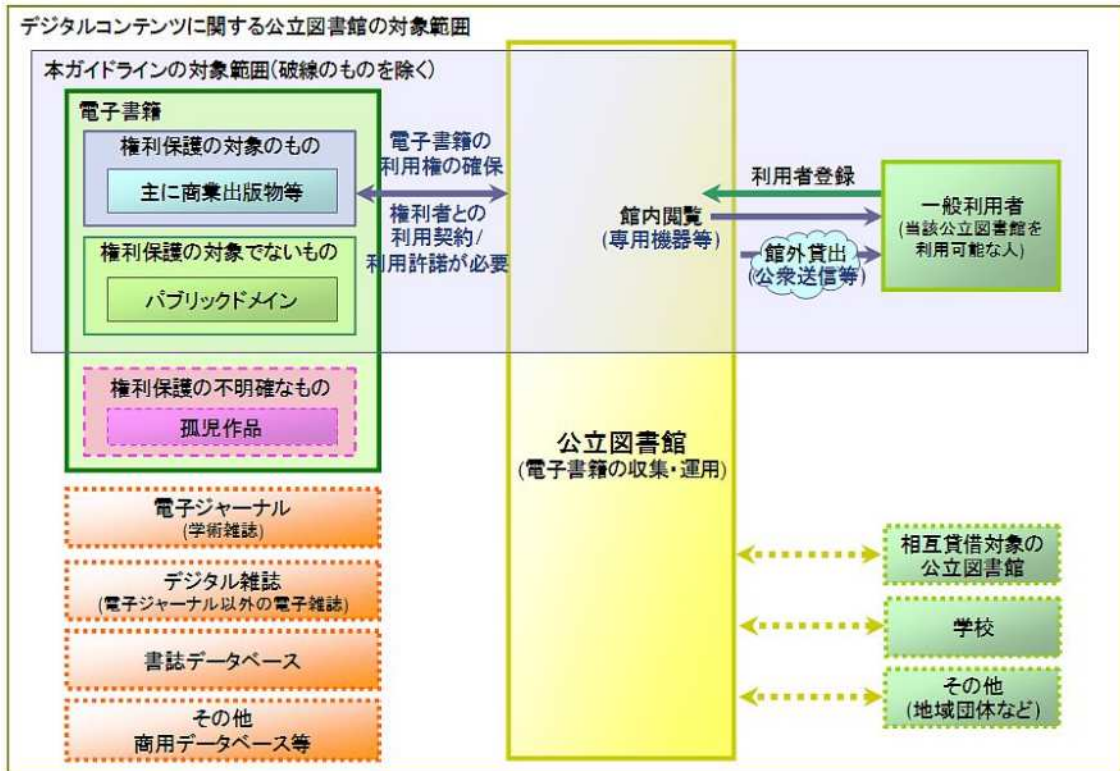


図 1 デジタルコンテンツに関する公立図書館の対象範囲と本ガイドラインの対象範囲

1.7. 位置づけ

本ガイドラインは、公立図書館が前述(「1.6 対象範囲」)の電子書籍を扱う際に考慮すべき事項の指針として活用されるとともに、今後他のデジタルコンテンツでの指針を整理する際にも参照され、検討材料のひとつとして活用されることを期待している。

1.8. 見直し等

デジタル・ネットワーク社会における電子書籍等デジタルコンテンツの利活用を取り巻く環境変化を踏まえ、定期的に本ガイドラインの見直し等を行う必要がある。

1.9. 本ガイドラインの構成

本ガイドラインの構成は以下の通りである。

- 本ガイドラインの基本的な考え方
- 電子書籍の収集
- 電子書籍の運用
- 電子書籍の活用後の評価
- 公立図書館の利用環境の整備

1.10. 用語の解説

本ガイドラインで使用している用語の解説は以下の通りである(50音順)。

- **閲覧と貸出**

本ガイドラインでは、公立図書館が公立図書館内に端末を用意し、その端末を使用して電子書籍を利用すること(館内利用をすること)を閲覧と呼ぶ。自宅等の公立図書館外からインターネット等を経由して電子書籍を利用すること(館外利用をすること)を貸出と呼ぶ。

なお、電子書籍の貸出の場合、CD等の物理媒体を利用者に貸し出すわけではなく、その利用者に貸出期間中のみ電子書籍を利用することができるよう、アクセス権を付与する意味合いであることに注意する必要がある。

- **クラウド**

クラウド(クラウドコンピューティングともいわれる)とは、一般には利用者がインターネット等のネットワークに接続するだけで、そのネットワークを経由して、業務に係るソフトウェアや電子書籍等のデジタルコンテンツをオンラインで使うことができる利用形態をいう。

クラウドという用語はインターネットのことを「雲」の絵で表現することに由来すると言われている。

- **権利**

本ガイドラインでは、権利とは著作物・出版物に関係する権利(著作権、著作者人格権、著作隣接権等)をいう。

- **権利者**

本ガイドラインでは、権利者とは権利(参照「権利」の定義)を有する者(著作者、著作権者や出版者等)をいう。

- **権利保護の状態**

本ガイドラインでは、著作権保護の状態で①権利保護の対象のもの、②権利保護の対象でないもの、③権利保護の不明確なもの、の3つの状態をいう。

- **孤児作品**

孤児作品(オーファンワークともいわれる)とは、一般には著作者・著作権者が不明、著作者・著作権の所在が不明、著作者の没年が不明な作品で、著作権上の保護を受けていると思われるが権利者が不明確な著作物をいう。

- **デジタル著作権管理**

デジタル著作権管理(Digital Rights Management, DRM)とは、一般には電子機器上のデジタルコンテンツ(映画や音楽、小説等)の無制限な利用を防ぐための技術の総称をいう。

- **デジタルコンテンツ**

デジタルコンテンツとは、一般にはデジタルデータで表現された文章、音楽、画像、映像、データベース、またはそれらを組み合わせた情報のことをいう。本ガイドラインでは、電子書籍もデジタルコンテンツの一つとして扱っている。

- **電子ジャーナル**

電子ジャーナルとは、一般には主に学術雑誌を電子化したものをいう。
なお、日本の出版界では冊子媒体の雑誌にあたるものは「デジタル雑誌」、「オンライン雑誌」、「Web マガジン」等、様々な呼ばれ方をしている。

- **電子書籍**

本ガイドラインで扱う電子書籍の対象範囲は、「1.6 対象範囲」を参照のこと。

電子書籍とは、一般には書籍等の出版物の情報を電子化し、印刷物の代わりに電子機器のディスプレイ上で閲覧可能なデジタルコンテンツの総称をいう。電子書籍(最初から電子書籍として作られたもの(ポーンデジタル)も含む)は以下の条件のものをいう。

- ・ 一冊以下(分冊を含む)の単位で有償にて配布されているもの
- ・ 作品が完結していること(分巻は完結しているものとするが、フローコンテンツ及びハイパーテキストを多用しているものは電子書籍に含まれない)
- ・ 文字を中心とした表現であること(図版・写真はあってもよいが、動画を多用しているものは電子書籍に含まれない)
- ・ ネットワーク(公衆送信を含む)等により配信されるもの
- ・ CD等の電子媒体に記録したパッケージ出版物ではないもの

- **電子書籍の利用権**

本ガイドラインでは、電子書籍の利用権とは、公立図書館が権利者との利用契約や利用許諾による権利処理を行い、権利(参照「権利」の定義)の保護対象のものを提供(閲覧、公衆送信を含む貸出等)することが可能になる権利をいう。

- **図書館資料**

本ガイドラインでは、図書館法(昭和25年法律第118号)の第三条の規定に基づいた資料をいう。

図書館法第三条には「郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルム収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。))」とある。

- **ハイブリッド図書館**

ハイブリッド図書館(ハイブリッド型図書館ともいう)とは、冊子媒体と電子書籍等による電子媒体を組み合わせて利用できる図書館をいう。

ハイブリッド図書館では、電子媒体の情報と図書・雑誌・その他の資料の情報を組み合わせて提供することができ、例えばレファレンス・サービスの充実と、利用者への的確なアドバイスを提供することができる専門職を配置することにより、情報検索能力と課題解決支援機能を従来型の図書館と比べて飛躍的に伸ばすことが可能となる。

- **パブリックドメイン**

パブリックドメインとは、一般には著作物や発明等の知的創作物について、知的財産権が発生していない状態または保護期間が満了した状態のことをいう。

本ガイドラインでは、①権利保護の対象でないもの、②権利の保護期間が満了したもの、③非著作物をいう。

- **ポーンデジタル**

ポーンデジタルとは、一般には冊子媒体をデジタル化したものではなく、最初から電子媒体として作られたものをいう。

- **メタデータ**

メタデータとは、一般にはデータそのものではなく、データについてのデータをいう。メタデータの例としては、データの著作者、作成日、タイトル等がある。

- **ICT機器**

ICT(Information and Communication Technology)機器とは、一般にはコンピューター、コンピューター・サーバー、プロジェクタ、デジタルカメラ等の情報機器のことをいう。

2. 本ガイドラインの基本的な考え方

公立図書館が電子書籍を扱うにあたって、従来の冊子媒体の資料の場合と大きく異なるのは、電子書籍の権利者との利用契約あるいは利用許諾に基づいて運用(閲覧、公衆送信を含む貸出等)を行わなければならない点である。これは、電子書籍の場合には、主にインターネット等の公衆送信を利用して配信し閲覧や貸出を行うため、利用契約あるいは利用許諾により公衆送信権等(著作権法第二十三条)の著作物に関係する権利(著作権、著作者人格権、著作隣接権等)に関して処理を行わなければならないためである。

上記の主たる相違点を踏まえ、以下に公立図書館による電子書籍の収集、運用、評価及び利用環境の整備の観点における基本的な考え方を記述する(図2)。

なお、本章はポイントだけを記述し、詳細は次章以降に記述する。

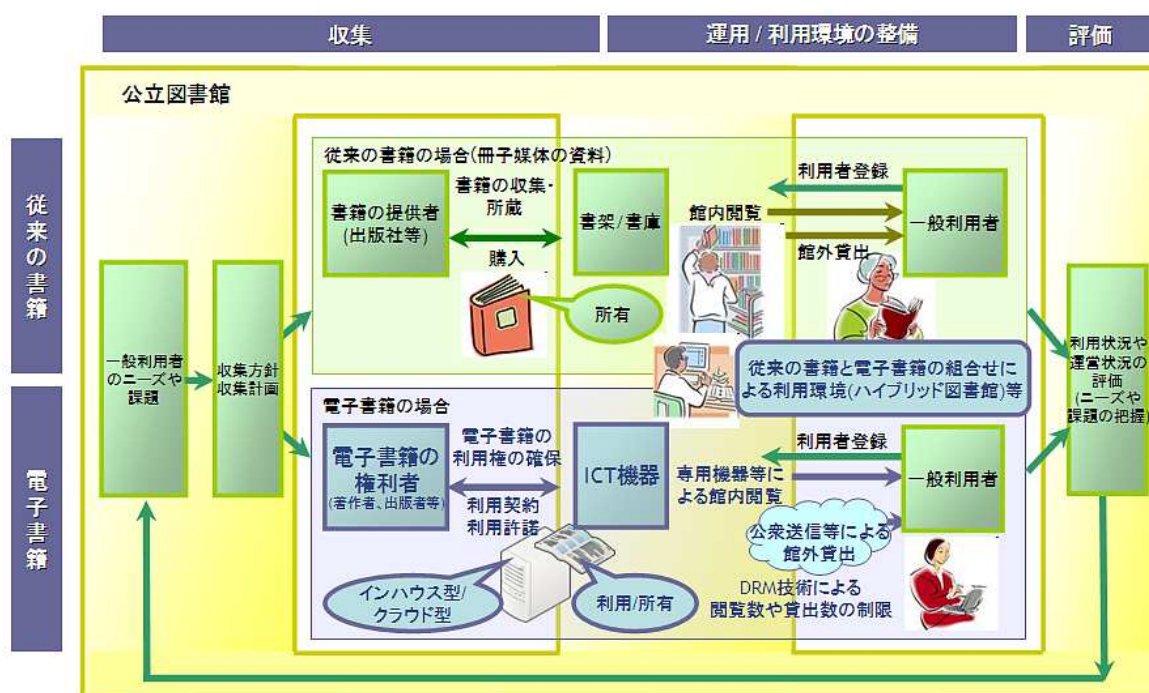


図2 収集、運用、評価及び利用環境の整備における従来の書籍と電子書籍の主な違い

2.1. 電子書籍の収集

- ◆ 公立図書館が地域住民及び社会・地域のニーズに基づいた収集方針や収集計画を立て、それに沿って資料を収集していくという根本的な考え方においては、従来の冊子媒体の資料も電子書籍の場合も同じである。
- ◆ 公立図書館が電子書籍を収集する際は、権利者との利用契約あるいは利用許諾による権利処理を行い、利用権(参照「1.10 用語の解説」の「電子書籍の利用権」)を確保しなければならない。

- ◆ 公立図書館における電子書籍の扱いが、従来の冊子媒体の資料のように「所有」になる場合(公立図書館が独自に電子化した場合等)と、期間契約や従量制等による「利用」になる場合がある。

2.2. 電子書籍の運用

- ◆ 電子書籍の運用(管理、提供等)にあたっては、利用契約あるいは利用許諾に基づいた同時閲覧及び同時貸出の冊数制限等を DRM 技術によって管理しなければならない。
- ◆ 電子書籍を保管する ICT 機器(コンピューター・サーバー等)の利用形態には、公立図書館内に ICT 機器を設置してそれを利用する場合(以下、「インハウス型」という)と、サービス提供者が管理するデータセンター等に ICT 機器を設置し、ネットワークを介して利用する場合(以下、「クラウド型」という)があり、利用形態によって電子書籍の電子ファイルの保管場所や情報管理責任が変わってくるため、留意する必要がある。

2.3. 電子書籍活用後の評価

- ◆ 公立図書館は、利用者のサービス向上や今後の運用改善に役立てるため、利用状況や費用対効果等の評価項目の統計を取得し、評価を継続的に行う必要がある。

2.4. 公立図書館の利用環境の整備

- ◆ 公立図書館は、一般利用者が必要とする情報を提供するため、ハイブリッド図書館の整備や図書館員によるサポートサービス等、従来の冊子媒体の資料と電子媒体の資料の融合的な利用促進と、一般利用者の利便性に十分配慮した環境整備に努めなければならない。

3. 電子書籍の収集

公立図書館が電子書籍を収集する際の考慮事項について記述する。

3.1. 収集方針と収集計画の立案

近年、公立図書館は多様化・高度化する人々の学習ニーズや地域における課題に対応することが求められており、地域住民及び社会・地域のニーズに基づいた適切な図書館サービスを提供する必要がある。

冊子媒体の資料と同様、電子書籍の収集においても、公立図書館の運営方針のなかで、資料の収集分野(地域資料・郷土資料⁸、地方行政資料、一般書、及び商業ベースにのらない書籍等)の検討や、冊子媒体と電子媒体の組合せによるハイブリッド図書館の整備等、利用者の視点に立った資料の収集についての基本的な考え方や資料構成の発展の方向づけに基づいた収集方針の立案が必要である。

また収集方針に基づいた、中、長期及び単年度の収集計画の立案が必要である。

なお、収集方針と収集計画の立案にあたっては、公立図書館は以下のような点に配慮し、適正な資料収集をするよう努めなければならない。

- 複数の電子書籍提供元(コンテンツホルダー)との契約を視野に入れ、特定の提供元に依存しないように配慮する
- 電子書籍のビューアに音声出力や文字拡大等、障害者や高齢者が利用できる機能の具備について配慮する

3.2. 利用契約あるいは利用許諾に基づいた電子書籍の収集

電子書籍は主に民間事業者によって生み出され流通しており、その権利者と公立図書館との間で合意を図りながら電子書籍の収集、運用を進めていくことが必要である。このため公立図書館は、電子書籍の権利保護の状態に応じた収集、運用を行わなければならない。

公立図書館が商業出版物(トレードブック)を電子化したものや最初から電子書籍として作られたもの(ポーンデジタル)等、権利保護の対象のものを運用(閲覧、公衆送信を含む貸出等)する際は、権利者との利用契約や利用許諾による権利処理を行い、電子書籍の利用権を確保しなければならない。なお、一つの電子書籍に複数の権利(図や写真等の権利)が存在する場合もあるので、それぞれに関して利用権を確保しなければならない。

また、公立図書館が権利保護の対象のものを独自に電子化する場合も同様

⁸ 図書館法第三条第一項には「郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。」とある。

の権利処理を行う必要がある。なお、公立図書館(もしくは委託業者)が電子化をする場合には、電子化の過程で行間や色等、原本から改変されてしまわないよう細心の注意が必要である。やむをえない事情により改変する必要がある場合は、必ず権利者と合意の上で実施する必要がある。

3.3. 権利保護の対象でないもの(パブリックドメイン)の収集

権利保護の対象でないパブリックドメインであれば、公立図書館は利用契約あるいは利用許諾による権利処理を行わずに、運用(閲覧、公衆送信を含む貸出等)することができる。

なお、以下のような場合はパブリックドメインではなく権利保護の対象に当たるので「3.2 利用契約あるいは利用許諾に基づいた電子書籍の収集」と同じ扱いとなる。意図せず権利の侵害行為になってしまう場合があるため、公立図書館は権利保護の状態を十分確認しなければならない。

- 一見パブリックドメインと考えられるものでも、一つの出版物の中に複数の権利が存在し、当該出版物の主たる権利(表題作品等)の保護期間が満了しても別の権利(図、挿絵等)が保護期間内にある場合
- パブリックドメインを電子化したもので、電子化の際に創作的なもの(編集著作権)が新たに付与されている場合

3.4. 権利保護の不明確なもの(孤児作品)の収集

孤児作品は、著作者・著作権者が不明、著作者・著作権の所在が不明、著作者の没年が不明な作品で、著作権上の保護を受けていると思われるが権利者が不明確な著作物である。

公立図書館が権利保護の不明確な著作物を扱う際には所定の調査等の手続きを経て、文化庁の裁定に委ねなくてはならない。なお、権利保護の不明確なものは本ガイドラインの対象範囲外のため詳述しない。

3.5. 公立図書館における電子書籍の扱い

図書館法 第三条には電磁的記録⁹も図書館資料の一つとして記されている。電磁的記録とは具体的には、音楽、絵画、映像等を CD 等の媒体で記録した資料や、図書館であれば市場動向や統計情報等のデータ等が想定されるとある¹⁰。また、現在改訂作業中の「図書館の設置及び運営上の望ましい基準¹¹」では、これまでの図書館は図書、記録、視聴覚資料等の提供が中心であったが、情報技術の進展によりデジタル写真・映像や、ハイビジョン映像等資料の記録媒体が多

⁹ 電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。

¹⁰ 「社会教育法等の一部を改正する法律等の施行について」(20 文科生第 167 号付、平成 20 年 6 月 11 日文部科学事務次官通知)。

¹¹ 平成 13 年文部科学省告示第 132 号

様化していることを反映する必要があることが述べられており、公立図書館における電子書籍等のデジタルコンテンツの重要性が認識されてきている。

電子書籍が図書館資料に当たるかどうかは、電子書籍の利用形態に依るが¹²、以下にその例を示す。

- 公立図書館がパブリックドメインを独自に電子化し、その際に創作的なもの(図、挿絵等)を新たに付与したものを運用する場合
公立図書館が電子書籍の所有権を有している場合で、当該電子書籍は図書館資料に当たる。
- 公立図書館がパブリックドメインを利用する場合
権利保護の対象でないというパブリックドメインの性格上、特定の所有者はいないが、当該電子書籍が図書館資料と考えて差し支えない。
- 公立図書館と権利者との利用契約あるいは利用許諾により期間契約や従量制等で商業出版物等を利用する場合
公立図書館が電子書籍の所有権を有していない(利用権は有している)場合で、当該電子書籍は図書館資料に当たらない。

ただし、公立図書館は図書館資料に当たるかどうかに関わらず、あくまでも地域住民及び社会・地域のニーズに基づいて積極的に電子書籍の収集に努める必要がある。

¹² 電子書籍は、クラウドのように公立図書館外の ICT 機器に蓄積されたものをネットワークを介して利用する場合は図書館資料に当たらないという解釈もある。しかし、本ガイドラインでは公立図書館が電子書籍の所有権及び利用権を有していれば、ICT 機器が公立図書館外にあるかどうか、また ICT 機器が公立図書館の所有であるかどうかに関わらず、図書館資料に当たると考える。

4. 電子書籍の運用

公立図書館が電子書籍を運用する際の考慮事項について記述する。

4.1. DRM(デジタル著作権管理)の方式

電子書籍を運用するにあたり、電子書籍の著作権の保護を行うため、DRMの仕組みを備える必要がある。著作権管理を実現するための方式は、主に以下のようなものが考えられ、これらを中心に必要な制御を検討し、装備する必要がある。¹³

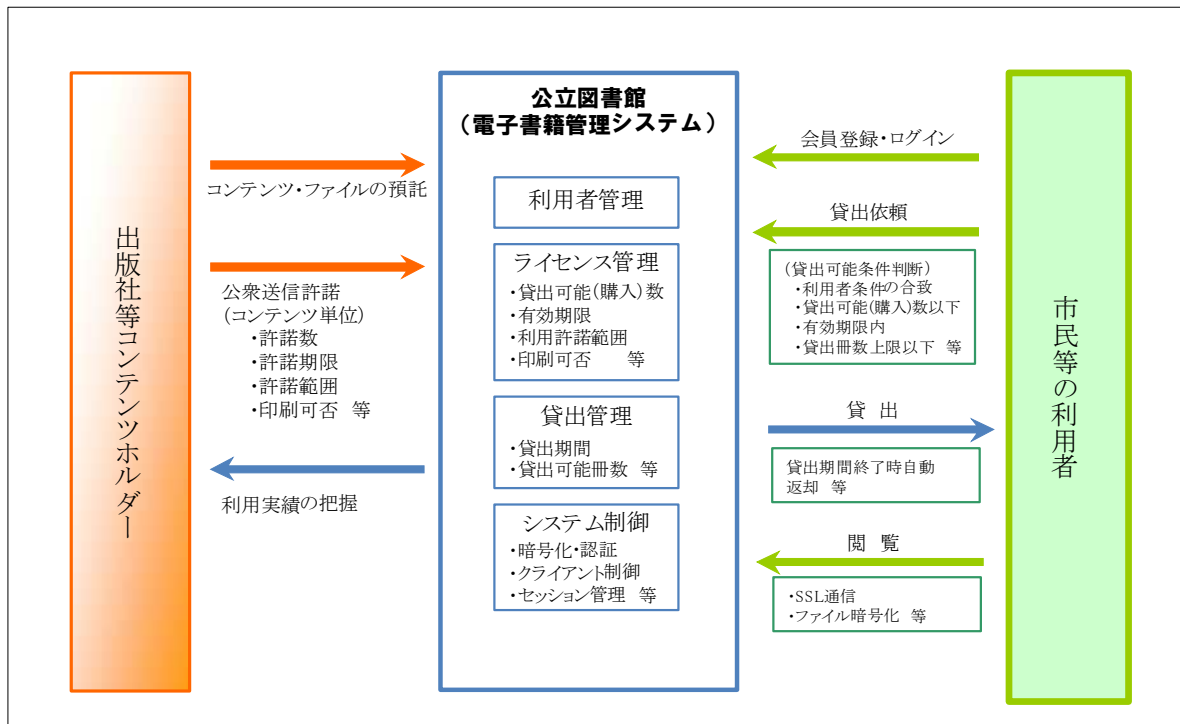


図 3 公立図書館における電子書籍の著作権管理概要図

¹³ DRMの仕組みを備えた国内の電子書籍サービスとしては、紀伊国屋書店の提供する電子書籍サービス「NetLibrary」、大日本印刷株式会社・CHIグループの提供するハイブリッド型電子図書館プラットフォーム、日本ユニシス株式会社の提供する電子図書館サービス「LIBEaid」等がある。(2011年3月31日時点)

(1) 利用者管理

電子書籍には、利用契約や利用許諾により利用者の対象が制限される場合が考えられる。そのため、利用者に貸出をする際には、冊子媒体の資料と同様に各公立図書館の規約等で定義している資格を有した¹⁴利用者の本人確認を行い、利用資格を満たした利用者に電子書籍を閲覧可能とするような仕組みが必要である。

本人確認を行った際の利用者情報は厳格に管理する必要があるが、個人情報保護の観点から、利用者情報を管理する際には、個人を特定する情報(氏名や住所等)は、極力含まないように管理すること望ましい。個人を特定する情報を管理する場合には、自治体等の条例に準拠した上で、利用者からの開示請求や訂正請求に、柔軟に対応できるような仕組みが必要である。また、電子書籍を扱う場合、利用契約や利用許諾による制限をより厳密に取り扱う機会が多いと考えられる。利用者属性は年月の経過とともに変化するため、常に最新の情報に更新できるような仕組みが必要である。さらに、利用者の貸出履歴は個人情報の機微情報にあたる思想信条を含むため、公立図書館で保持しないことが望ましい。

(2) ライセンス管理

電子書籍の利用契約や利用許諾の内容には、電子書籍の同時閲覧及び同時貸出の可能な冊数や、閲覧及び貸出の期限が含まれると想定されるため、それらを制御する必要がある。また、運用等の人手が介する方法で制御をする場合、操作ミス、勘違い、運用負荷増大等のリスクがあるため、可能な限り自動的に制御されることが必要である。

また、それ以外の利用契約や利用許諾の内容も、可能な限り自動的に制御されることが望ましい。

(3) 貸出管理

著作権保護及び適正な閲覧、貸出を担保するため、利用者の閲覧及び貸出に関しても制限を設ける必要がある。主に、以下のような制限を、利用者の種別毎、電子書籍毎に設定できるような仕組みが備わっていることが望ましい。

- 利用者毎の最大貸出冊数
- 利用者毎の貸出期間
- 利用者毎の最大予約冊数
- 電子書籍毎の文字コピー制限
- 電子書籍毎の全文検索可否
- 電子書籍毎の印刷可否

¹⁴ 各公立図書館の利用要件(自治体内在住、在勤、在学、あるいは近隣市在住等)を満たすことをいう。

表 1 貸出管理の例

制限項目	鎌倉電子書籍 プロジェクト	千代田区立図書館 (※参考情報)
利用者毎の最大貸出冊数	2冊	5冊
利用者毎の貸出期間	1日	2週間
利用者毎の最大予約冊数	1冊	—
電子書籍毎の文字コピー制限	制限有	制限有
電子書籍毎の全文検索可否	設定有	設定有
電子書籍毎の印刷可否	設定有	設定有

(4) システム制御

電子書籍の電子ファイルは、複製が容易でその複製が広範囲に配布されるリスクがあることから、複製等の不正行為を防止する仕組みがなければならぬ。防止の方式は「電子ファイル自体の暗号化を行う」、「電子ファイルは、閲覧後に閲覧端末に残らないよう制御を行う」、「スクリーンコピー(プリントスクリーンともいう)の制限を行う」等、複数の対策を組み合わせることで不正行為防止のために十分な対策となるよう、検討する必要がある。

また、電子ファイルへの制御だけでなく、ネットワーク通信レベルでの制御も、あわせて検討する必要がある。具体的なネットワーク通信レベルの制御には、以下のようなものがある。

- 保管媒体(コンピューター・サーバー等)への通信アクセス制御(ファイアウォール)
- 通信の暗号化(SSL(Secure Socket Layer)通信)
- アクセス認証

4.2. ICT 機器の利用形態

ICT 機器の利用形態であるインハウス型とクラウド型の特徴を、以下に記述する。ICT 機器の利用形態を決定する際には、双方の特徴を把握したうえ、公立図書館が電子書籍サービスを実現する上で必要な利用形態を検討する必要がある。また、ICT 機器の利用形態により、管理責任に違いが出てくるので留意する必要がある。

なお、利用形態に係らず、電子書籍の保管媒体（サーバー等）の物理破損や盗難のリスクを最小限にするため、安全で堅牢な保管場所に保管する必要がある。具体的には、以下のような装備があることが望ましい。

- あらゆる自然災害に対応できる堅牢な建物内にあること
- 盗難防止のため、誰でも無条件で入室できないよう、入退出管理が徹底されていること
- 問題発生時に速やかに対応できるよう、入退室の時間制限がないこと
- 電源や空調等の長期保管するのに十分な設備が備わっていること
- 多人数の同時アクセスや情報の読み出しに耐え切れるような保管媒体であること
- 情報への不正アクセスの対策、改ざん防止、ウィルス対策のような、一般的な情報セキュリティの対策がされていること

(1) 2つの利用形態の違い

以下に、インハウス型とクラウド型の特徴を記述する。

【インハウス型】

- 自由度が高く、公立図書館毎の要件に沿った機能を装備することができる
- 公立図書館の既存システムとの連携が、比較的容易である
- 導入後も、公立図書館や委託業者による運用が必要である
- 場所・設備（電源・空調等）の確保、機器の調達、テスト、データ登録/移行が必要であり、導入までにある程度の期間を必要とする

【クラウド型】

- 利用料にコンピューター・サーバーの運用保守費用が含まれている場合が多く、ソフトウェアのバージョンアップやセキュリティパッチの適用を、一括して実施できるため作業量が軽減され、その分コストが割安になることが多い
- 委託業者が ICT 機器（コンピューター・サーバー等）を統括的に管理しているため、公立図書館に設置されている場合に比べて、セキュリティが堅牢な場合が多い
- すでに提供されているサービス（機能）を利用するため、初期データ登録/移行だけで利用を開始することができる
- 共通の機能を複数の図書館で利用することになるため、独自の要求への対応が難しく、そのため既存システムとの連携する際にも、既存システム側の改修が必要になることが多い

表 2 インハウス型とクラウド型の比較

比較項目	インハウス型	クラウド型	説明
コンピューター・サーバーの運用保守作業とセキュリティ	△	○	クラウド型であれば、基本ソフトの定期的なセキュリティ脆弱性対応等の運用保守作業を、一括して委託業者側で実施し、図書館員が特に運用保守作業を意識する必要はない。
利用開始時期	△	○	電子書籍サービスを実施することを決定した場合、インハウス型に比べてクラウド型の方が短期間で利用を開始することができる場合が多い。
独自機能拡張	○	△	クラウド型の場合、URL を既存の図書館のものに統合したい等といった独自の要求に、対応できない場合が多い。
既存システム連携	○	△	クラウド型の場合、既存システムの利用者認証機能を共通で使用したい等の場合にも、既存システム側の改修が必要になることが多い。
コスト	△	○	「運用作業」の効果により、クラウド型の方が低コストである場合が多い。

(2) 管理責任の違い

ICT 機器の利用形態と電子書籍の契約形態により、公立図書館と委託業者の管理責任が異なる可能性がある。例えば、電子書籍を所有する場合で ICT 機器の利用形態がインハウス型もしくはクラウド型の場合、権利者との利用契約や利用許諾の権利処理や電子書籍の電子ファイルは公立図書館が責任を持って管理する必要がある。電子書籍を利用する場合でインハウス型の場合は、権利処理はサービス提供者が管理していると考えられるが、電子ファイルは公立図書館内で管理することになるため、公立図書館は利用中の電子ファイルの保管や、契約期間終了後の電子ファイルの削除等の管理を行う必要があると考えられる。電子書籍を利用する場合でクラウド型の場合、権利処理や電子ファイルの保管はサービス提供者が管理していると考えられるため、公立図書館はサービス提供者との利用契約に従い電子書籍を利用する必要がある。また、貸出に係る利用者情報(利用履歴等を含む)の管理は、利用形態にかかわらず公立図書館が責任を持って行う必要がある。

適切な管理がされなかったことによる電子書籍(電子書籍の電子ファイル)や貸出に係る利用者情報(貸出履歴等)の情報の流出は、権利者や利用者にも多大な迷惑と損害を与えるリスクがあることを意識し、それらの情報を適切に管理することが必要である。

4.3. 館内利用・館外利用

公立図書館が電子書籍を提供するサービスを行うにあたり、利用者情報を管理するとともに、閲覧及び貸出の規則を策定し、規則に則った閲覧及び貸出を行う仕組みが必要である。冊子媒体の場合、公立図書館内で書籍を閲覧する場合と、貸出をした上で自宅等の公立図書館以外の場所で閲覧する場合がある。電子書籍の場合も同様であり、貸出の場合はもちろんのこと、公立図書館内利用の場合でも利用契約や利用許諾に則った著作権管理が必要である。

4.4. 相互貸借

本ガイドラインでは相互貸借については対象外としているため、詳細は記述しないが、権利保護の対象でないパブリックドメインであれば相互利用が可能である。しかし、商業出版物等の権利保護の対象のものは利用契約や利用許諾の内容に依ることになると考えられる。

電子書籍の場合の相互貸借の仕組みや範囲等、今後の検討が必要である。

4.5. 利用端末

電子書籍を閲覧する端末は、利用者毎に異なる利用方法、利用局面を考慮し、パソコン(オペレーティングシステム、ブラウザのバリエーションを含む)、タブレット、携帯電話、スマートフォン等、幅広い利用端末に対応していることが求められる。¹⁵

インハウス型で公立図書館が電子書籍の閲覧・貸出の仕組みを構築する場合、優先順位を持った上で幅広い利用端末に対応することが必要である。また、クラウド型で委託業者が提供するサービスを利用する場合、そのサービスの対応端末を確認し、公立図書館が利用者へ提供するサービスとして不足がないことを確認する必要がある。

ただし、利用契約や利用許諾の中で、電子書籍の利用端末の制限が設けられている場合は、その利用契約・利用許諾に則った扱いをする必要がある。また、利用端末自体にも利用制限がある場合があるため注意する必要がある。

また、電子書籍のビューア等、利用者自らが導入する必要のあるソフトウェア等は、情報技術に習熟していない利用者でも簡単に行うことができるような仕組みとすることが望ましい。¹⁶また、電子書籍のビューアの操作性、使用性も重要であり、使いやすさ、見易さを向上するように努めることが望ましい。¹⁷

¹⁵ 鎌倉電子書籍プロジェクト実証実験の結果、モニターの約 58%が PC 以外の端末への対応や対応ブラウザの拡張を改善点として回答している。

¹⁶ 鎌倉電子書籍プロジェクト実証実験の結果、モニターの約 17%がビューアのインストールで問題が発生したと回答している。

¹⁷ 鎌倉電子書籍プロジェクト実証実験の結果、モニターの約 38%がビューアの使いやすさ、見易さの向上を改善点として回答している。

4.6. バックアップと復旧

電子書籍は、万が一の保管媒体(コンピューター・サーバー等)の破損や故障等のトラブルに備え、十分なバックアップ計画が策定され、計画の通りバックアップが実施される必要がある。万が一、保管媒体の破損や故障が発生した場合は復旧を行うこととなるが、その際にも著作権保護や複製防止対策は継続して行われなければならない。

5. 電子書籍活用後の評価

公立図書館の図書館員は、公立図書館のサービス向上のため、定期的に利用状況(利用者数、利用頻度、需要のあるジャンル)の統計を取得・分析し、公立図書館運営におけるサービスの提供内容や収集する電子書籍等、案内内容等に反映する必要がある。また、電子書籍サービスの効果を自治体や市民へ説明するにあたり、費用対効果の評価があることが望ましい。

取得する統計情報は、貸出冊数や貸出人数だけでなく、電子書籍特有の情報(閲覧時間や貸出期間等)を取得・分析し、さらなるサービス向上に努めることが望ましい。

5.1. 利用状況の評価

利用状況の評価指標としては、以下の項目が考えられる。これ以外にも、各公立図書館の状況を踏まえた評価指標の評価が必要である。また、これらの数値化された統計以外にも、利用者アンケートや利用者の声等による要望の汲み取りも必要である。

なお、利用状況の統計を取得する際には、特定個人の読書傾向が判明しないよう十分注意する必要がある。

- 総利用者(アクセス)数
- 利用者毎の利用(アクセス)数
- 利用者毎の閲覧・貸出回数
- 利用者毎の閲覧・貸出冊数
- コンテンツ毎の閲覧・貸出回数
- 登録コンテンツ数
- 人気コンテンツ・人気ジャンル
- 利用者属性(年代、性別、居住地域等)毎の閲覧・貸出回数
- 利用者属性(年代、性別、居住地域等)毎の人気コンテンツ・人気ジャンル
- 1回あたりの閲覧時間
- 1回あたりの貸出期間
- 1回あたりの貸出冊数

5.2. 費用対効果の評価

費用対効果の評価指標としては、以下の費用・利用料の項目と、利用状況の評価の結果から分析すること望ましい。これ以外にも、各公立図書館の状況を踏まえた評価指標の評価が必要である。

- コンテンツ毎の購入費用・利用料
- ICT機器等の初期導入費用・利用料
- ICT機器等の運用費用

6. 公立図書館の利用環境の整備

6.1. デジタルアーカイブ化の背景

近年、公的機関や民間機関を問わず、デジタルアーカイブへの取組が拡大しつつあり、図書館、公文書館、博物館、美術館等でもデジタル化が進みつつある。一方、商業ベースを中心とした電子書籍サービスの普及が始まりつつある。背景には、インターネットサービスの一般化、スマートフォンに代表されるモバイル端末の進化がある。これら電子媒体の資料の利用拡大は、公立図書館の利用者にも影響することが想定され、ハイブリット図書館として、電子媒体の資料と冊子資料を融合した新しいサービスが公立図書館に求められている。

6.2. 公立図書館における背景

現在の公立図書館では、インターネットによる情報提供を背景に、よりの確な情報を求める住民に対してのサービスを提供しつつある。地域の課題に対して良質な情報を提供し、解決を支援するための課題解決サービスは、その典型的なもので、実例としてビジネス支援サービス、生活支援サービス等が公立図書館で広く実施されるようになった。また、これらのサービスを実施するために、公立図書館はレファレンス・サービスの充実や地域資料の収集・提供を積極的に行うことが必要となっている。また、国立国会図書館が大規模なデジタルアーカイブを構築し、さらに総務省を通して MLA 連携¹⁸によるデジタルアーカイブの相互活用が検討されている。特に公立図書館では、住民の窓口として、これらのデジタルアーカイブを利用者に的確に提供する責務がある。

6.3. 電子書籍導入の必要性

電子書籍の進展は、ポーンデジタル資料の誕生を促進すると考えられており、冊子媒体ですべての情報を提供することが難しくなっている。そのため、公立図書館がこれらの電子媒体資料を利用者に提供する場合は、電子書籍の提供システムの構築を避けることができない。また、電子書籍は過去の書籍の復刊を促進することが想定され、公立図書館としては、自館の所蔵資料と照らし合わせ、これらの資料も的確に整備していく必要がある。

さらに電子書籍は、商業ベースの提供に加えて、地域資料や図書館所蔵の固有資料の提供が、大きな課題となってくると考えられる。公立図書館は、これらの資料を適時電子書籍や他の電子媒体として作成し、利用者に提供することに努めていかなければならない。さらに、電子書籍に代表されるデジタルアーカイブの導入は、公立図書館が今後、地域住民が国内外のデジタルアーカイブを利用する際のポータルとして役割を持ち、地域の中で信頼される情報センターとしての役割を担うことに繋がっていくであろう。

¹⁸ 博物館 (Museum)・図書館 (Library)・公文書館 (Archives)の連携。

6.4. 公立図書館と国立国会図書館等との連携の推進

国立国会図書館(NDL)では現在、1968年までの図書等のデジタル化計画を推進中である。この他にも、「近代デジタルライブラリー」や「インターネット資料収集保存事業(WARP)」や「デジタルアーカイブポータル(PORTA)」等、デジタルアーカイブに係る様々な取組を進めているところである。また、最近では公立図書館以外にも、公文書館や博物館、歴史資料館等といった公的機関も、それぞれデジタルアーカイブに関する取組を進めている

これら他の機関等が構築を進めているデジタルアーカイブと、公立図書館の電子化システムとを連携させ、公立図書館利用者や一般ユーザーが、他の機関の電子書籍等を閲覧・利用することができるような仕組み(相互運用性の確保)が構築されることが望ましい。公立図書館は、他の機関におけるデジタルアーカイブ化の動きも注視しつつ、この仕組みの構築に必要な共通仕様の確保に係る調査の実施や、他機関との連携・協力等の取組を積極的に推進するよう努めるものとする¹⁹。

6.5. 図書館員の役割

公立図書館の職員は、従来の冊子資料に関する知識に加え、電子書籍に代表される電子媒体資料について常時関心を示し、その知識の習得に努めなければならない。特に商業ベースの電子書籍導入に関しては、技術的な仕組みや利用制限についての知識が必要となる。また、地域資料の電子書籍化については、著作権やデジタル化の技術的知識が必要となる。さらに他の公立図書館の電子化の取組についても研究・分析し、自館のサービスに反映していく必要がある。

このことは公立図書館の利用者が抱えている課題を支援するために、電子書籍を積極的に活用し、必要に応じて利用を支援していくことの最初のステップとなる。

また、他の公立図書館における電子化の取組(下記参照)等も研究・分析し、新たな先進的取り組みへの挑戦や、一層の業務改善等につなげていくよう努める。

¹⁹ デジタルアーカイブ間の相互連携技術については、これまで政府も様々な実証実験等を実施することにより支援してきた。総務省「ユビキタス特区事業」(平成21年度補正予算)の採択案件の一つ、「ユビキタス・ライブラリ・プラットフォームの構築・検証」(委託先:株式会社マウス)では、地域の公立図書館においてネットワーク技術・セキュリティ技術等を活用し、国立国会図書館(NDL)のデジタルアーカイブのデータを、著作権を保護しつつ、ネットワークを通じて閲覧できるサービスの実証・開発を行った。また、同「ハイブリッド型デジタル出版流通の基盤技術開発」(委託先:株式会社インフォシティ)では、国立国会図書館(NDL)の蔵書を電子化して利用者の認証と閲覧期間の制限を施したSDカードを使い、オンライン貸出サービスの可能性を実験した。<http://www.infocity.co.jp/detail.html?id=2988>

<他の主な公立図書館における電子化の取組>(2011年3月末時点)

- 秋田県立図書館

秋田県立図書館では、地域資料のデジタルライブラリー、レファレンスデータベースシステム等、様々なデジタルコンテンツ・サービスを行っている。

ホームページ: <http://www.apl.pref.akita.jp/>

- 千代田区立図書館

千代田区立図書館では、2007年11月からインターネットを活用した日本初のインターネットを使用して電子図書を貸出返却が可能な国内サービスとしての千代田 Web 図書館サービスを行っている。

ホームページ: <https://weblibrary-chiyoda.com/index.php>

- 大阪府堺市立図書館

大阪府堺市立図書館では、2011年1月からインターネットにつながるパソコンから、図書館所蔵の電子書籍(約1,100タイトル)が利用できるサービスを行っている。

ホームページ: <http://www.lib-sakai.jp/>

6.6. 継続と保存

電子書籍を導入した場合は、その利用の継続性についても考慮しなければならない。このことは、電子書籍の資料としての保存に関わることである。電子媒体は、一般的に冊子媒体資料と比較すると可視性が低い。そのため、自館で電子書籍を構築するためには、メタデータの的確な整備が必要となる。また、デジタルデータの保存は、保存媒体、保存形式等も影響することから、長期的な観点に立った作成・保存計画が必要となる。

7. 参考文献

- 「公共図書館の業務分析」(日本図書館協会、2000年)
- 「社会教育法等の一部を改正する法律等の施行について」(20 文科生第 167号付、平成 20年 6月 11日 文部科学事務次官通知)
- 「出版物電子化の実際」(平井彰司、2010年)
- 「地域の情報ハブとしての図書館 - 課題解決型の図書館を目指して -」(図書館をハブとしたネットワークの在り方に関する研究会、平成 17年)
- 「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会報告」(デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会、2010年)
- 「電子書籍の流通・利用・保存に関する調査研究」(国立国会図書館、2009年)
- 「「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」についての報告案」(これからの図書館の在り方検討協力者会議、2010年)

8. 卷末資料

8.1. 図書館デジタルコンテンツ流通促進プロジェクト メンバー

- 図書館におけるデジタルコンテンツ利活用検討委員会

(社名 50 音順、敬称略)

山崎 博樹	秋田県立図書館
本吉 理彦	国立国会図書館
山地 一禎	国立情報学研究所
庄司 勇木	国立情報学研究所
平井 彰司	株式会社筑摩書房
内海 裕介	日本ユニシス株式会社
常世田 良	ビジネス支援図書館推進協議会
大脇 清太郎	株式会社ミクプランニング

- オブザーバー(敬称略)

松田 昇剛	総務省 情報流通行政局
近藤 寿喜	総務省 情報流通行政局
林 知治	総務省 情報流通行政局
新井 絢子	経済産業省 商務情報政策局
鈴木 修二	文化庁 長官官房著作権課
生田 研一	文化庁 長官官房著作権課
古谷 修	鎌倉市中央図書館

- 事務局 (社名 50 音順、敬称略)

松岡 隆	株式会社ミクプランニング
熊澤 倫之	日本ユニシス株式会社
大庭 哲哉	日本ユニシス株式会社
山崎 太郎	日本ユニシス株式会社